

個人情報・特定個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、役職員による個人情報及び個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう役職員が遵守すべき事項を規定することを目的とする。

2 個人番号その他の特定個人情報は、この規程に特に断りのない限り、この規程における個人情報等に関する規定を適用する。

(定義)

第2条 この規程において、各用語の定義は次の通りとする。

(1) 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律

(2) 番号利用法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(3) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(4) 個人番号

番号利用法に基づき個人を識別するために指定される番号をいう。個人番号には、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号も含まれる。個人番号は、死者の個人番号を除き、個人情報に含まれ、この規程の個人情報等に関する規定の適用対象となる。

(5) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(6) 個人情報データベース等（個人情報ファイル）

次に掲げるものをいう。

- ① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物
- ② コンピュータを用いない場合であって、個人情報を五十音順等の一定の規則に従って整理及び分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人も容易に検索することができる状態に置いているもの。

(7) 個人データ

個人情報データベース等（個人情報ファイル）を構成する個人情報をいう。

(8) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（個人情報データベース等）をいう。

(9) 特定個人情報等

個人番号及び特定個人情報をいう。

(10) 保有個人データ

当会社が、開示、内容の訂正、追加及び削除、利用の停止、消去並びに第三者への提供停止の全てを行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、以下に掲げるものは除く。

- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
- ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不法な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの。
- ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの。
- ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。
- ⑤ 6ヶ月以内に消去（更新を除く。）することとなるもの。

(11) 本人

個人情報又は個人番号によって識別される特定の個人をいう。

(12) 役職員

当会社の業務に従事する当会社における全ての者をいう。

(13) 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号利用法の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(14) 個人番号関係事務

番号利用法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務をいう。当会社が行う個人番号関係事務は、別表1「個人番号取扱事務一覧」で特定する。

(15) 個人番号利用事務等

個人番号利用事務又は個人番号関係事務

(16) 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(17) 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(18) 個人番号利用事務等実施者

個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者

第2章 安全管理措置

第1節 総則

(安全管理措置)

第3条 当会社は、その取り扱う個人データ及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データ及び個人番号の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

2 安全管理措置の実施は、別に定める細則又はマニュアル（以下「安全管理細則等」という。）の取扱いに従う。

第2節 組織的安全管理措置及び人的安全管理措置

(個人情報保護管理者)

第4条 当会社は、個人データ及び特定個人情報等の安全管理措置の実施に関する責任者として、個人情報保護管理者を1名置くものとし、コーポレート推進部長とする。

2 個人情報保護管理者は、次の各号の権限と責任を有する。

- (1) 個人データ及び特定個人情報等の取扱いの統括
- (2) 個人データ及び特定個人情報等が当会社諸規程に基づき適正に取り扱われるよう、役職員に対する必要かつ適切な監督を行うこと
- (3) 個人データ及び特定個人情報等の保護に関する意識を高めるための役職員に対する啓発
その他の教育の実施
- (4) 個人データ及び特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは当会社諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合の対応
- (5) 第4章に規定する保有個人データに関する事項の通知等の手続の決定
- (6) 第5章に規定する苦情処理のために必要な体制の整備

3 個人情報保護管理者は、役職員より個人情報保護管理者の業務を補佐する者を選任し、個人情報保護管理者を責任者として、当会社における個人データ及び特定個人情報等の取扱いを監督する管理委員会を設置することができる。

(個人番号事務取扱担当者)

第5条 当会社は、個人番号関係事務に従事する者を特定し、個人番号事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）に任命する。

- 2 事務取扱担当者は、当会社の個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、次の各号の事務を行う。
 - (1) 特定個人情報等の取得・利用、保存、提供及び消去・廃棄等の作業
 - (2) 個人番号が記載された書類等を作成し、行政機関等の個人番号利用事務実施者に提出し、本人に交付する作業
- 3 事務取扱担当者は、個人データ及び特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは当会社諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに個人情報取扱責任者又は個人情報保護管理者に報告しなければならない。
- 4 事務取扱担当者が変更となった場合は、確実な引継ぎを行い、個人情報保護管理者又は個人情報取扱責任者が引継ぎの完了を確認しなければならない。

(個人情報取扱責任者)

- 第6条 当会社は、個人データ及び特定個人情報等の取扱いの管理に関する事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる役職員のうちから個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。
- 2 取扱責任者と個人情報保護管理者は、兼ねることができる。
 - 3 取扱責任者は、次の各号の権限と責任を有する。
 - (1) 事務取扱担当者及び個人データの取得、利用、保存、提供又は消去・廃棄等の作業を担当する役職員に対する必要かつ適切な監督
 - (2) 個人データ及び特定個人情報等の取扱状況の記録及びその管理
 - (3) 個人データの取扱い又は個人番号利用事務等を外部に委託する場合の委託先の選定、委託契約締結の承認、委託先における個人データ又は特定個人情報等の取扱状況の把握
 - 4 取扱責任者は、個人データ及び特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは当会社諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合は、当会社役員及び個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(部署長の責務)

- 第7条 各部署における部長、室長、支店長（以下「部署長」という。）は、当該部署における個人データ及び特定個人情報等を適切に管理する任に当たる。
- 2 部署長は、当該部署における個人データ及び特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは当会社諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに取扱責任者又は個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(役職員の責務)

第8条 役職員は、個人情報及び特定個人情報等に関する法令及び当会社諸規程並びに個人情報保護管理者その他の上長の指示に従って、個人情報及び特定個人情報等を取り扱わなければならない。

- 2 事務取扱担当者及び取扱責任者以外の役職員は、当会社の個人番号関係事務に従事することができず、他の者に対し、個人番号が記載された書面の提示又は提供を求めてはならず、メモ、コピー、データコピーその他手段を問わず、他の者の個人番号を保管してはならない。
- 3 役職員は、当会社が管理する個人情報及び個人番号について、当会社の業務に従事している間だけでなく、退職後も、他の役職員又は当会社外の者その他の第三者に開示漏えいしてはならず、自己のため又は第三者のために使用してはならない。
- 4 当会社は、役職員に対して、個人情報及び個人番号の保護及び適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。
- 5 役職員は、当会社が決定した方針に基づく研修を受けなければならない。
- 6 役職員は、個人データ及び特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは当会社諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに部署長、取扱責任者又は個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第9条 当会社は、特定個人情報等の取扱い状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、個人情報保護管理者及び取扱責任者が、少なくとも毎年1回、取扱状況を点検し、安全管理措置を見直す。

- 2 個人情報保護管理者は、点検及び見直しの結果をとりまとめ、代表取締役に報告するものとする。

(見直し)

第10条 個人情報保護管理者は、前条の点検の結果のほか、個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する法令の制定・改正及び社会情勢の変化等に応じて、定期的に安全管理措置の見直し及び改善を行う。

(事故等への対処)

第11条 個人情報保護管理者は、個人データ及び特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは当会社諸規程に違反する行為の発生を確認した場合は、当該情報の性質及び被害の程度を勘案し、以下の対処の実施を検討する。

- (1) 事実調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 再発防止策の検討・実施

(4) 影響を受ける可能性のある本人への連絡

(監督及び教育研修)

第 12 条 当会社は、個人データ及び特定個人情報等が当会社諸規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者及び個人データの取得、利用、保存、提供又は消去・廃棄等の作業を担当する役職員に対する必要かつ適切な監督を行う。

第 3 節 物理的安全管理措置

(物理的安全管理措置)

第 13 条 当会社は、安全管理細則等に従い、個人データ及び特定個人情報等の盗難の防止等の、個人データ及び特定個人情報等に対する物理的な安全管理措置を講ずるものとし、かかる措置を講ずる。

第 4 節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第 14 条 当会社は、安全管理細則等に従い、個人データ及び特定個人情報等並びにこれらを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等の、個人データ及び特定個人情報等に対する技術的な安全管理措置を講ずるものとし、かかる措置を講ずる。

第 5 節 委託先の監督

(委託先の監督)

第 15 条 当会社が個人データの取扱い又は個人番号利用事務等を外部に委託する場合は、当該委託において取扱う個人データ又は特定個人情報等の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。

2 委託先に対する必要かつ適切な監督の実施は、安全管理細則等に従う。

第 3 章 個人情報・特定個人情報等の管理

第 1 節 取得

(個人情報の利用目的の特定)

第16条 当会社は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人データを第三者に提供する場合は、前項により特定する利用目的においてその旨を特定しなければならない。
- 3 第1項により特定した利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人番号関係事務の特定)

第17条 前条の規定にかかわらず、個人番号は、別表1「個人番号取扱事務一覧」により特定した利用目的の範囲内で取り扱わなければならない。

- 2 別表1「個人番号取扱事務一覧」に記載のない個人番号関係事務を処理するために個人番号を取り扱う必要が生じた場合は、個人番号関係事務の中から追加する事務を特定して、別表1の記載の変更（利用目的の変更）をしなければならない。

(個人情報の適正な取得)

第18条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(機微情報の取得等の禁止)

第19条 政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、人種、社会的身分、病歴、犯罪歴及び犯罪により害を被った事実に関する情報については、次に掲げる場合を除くほか、これを取得、利用又は第三者提供をしてはならない。

- (1) 業務上必要であり、かつ、本人に対し当該情報の利用目的及びその必要性等について適切な情報を明示した上で明確に本人の同意を得た場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の利用目的の通知・公表)

第20条 個人情報を取得する場合は、あらかじめ、第16条又は第17条により特定した利用目的を公表し、あらかじめ公表できない場合は、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 第16条第3項又は第17条第2項の規定により利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、下記各号に該当する場合は、適用しない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産その他の権利利益を保護するため必要な場合

- (2) 当会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

(個人情報を本人から直接取得する際の利用目的の明示)

第 21 条 契約書・申込書・アンケートその他の書面（電子メール等の電子的方式・磁気的方式等で作られる記録も含む）により本人から直接個人情報を取得する場合は、個人情報を取得する前に、本人に対して、書面（役職員に対する社内 LAN 通知のように電子的方式・磁気的方式等で作られる記録も含む）により、第 16 条又は第 17 条により特定した利用目的を明示しなければならない。

- 2 前項の規定は、下記各号に該当する場合は、適用しない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産その他の権利利益を保護するために必要な場合
 - (2) 当会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 22 条 保有個人データに関しては、次に掲げる事項を、本人の知り得る状態に置くものとする。

- (1) 保有個人データの利用目的(前条第 2 項第(1)号から第(3)号までに該当する場合を除く。)
- (2) 第 4 章で規定する保有個人データに関する事項の通知等の求めに応じる手続
- (3) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(個人番号の提供の要求)

第 23 条 当会社は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

(個人番号の提供の求めの制限)

第 24 条 当会社は、下記各号のいずれかに該当する場合その他法令の定める場合に該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

- (1) 個人番号利用事務実施者が当会社に対し、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- (2) 個人番号関係事務実施者が当会社に対し、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。なお、従業員、役員、パート及びアルバイト等（以下「提出役職員」という。）が、その扶養親族の個人番号を扶養控除等（異動）申告書に記載して当会社に提出する場合は、本号に該当する（提出役職員が個人番号関係事務実施者として扶養親族から個人番号の提供を受け、当会社は、個人番号関係事務実施者

たる提出役職員から個人番号の提供を受ける。)。

- (3) 本人又はその代理人が当会社に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。なお、国民年金法の第3号被保険者（第2号被保険者である提出役職員の配偶者）に関する届出のために、提出役職員がその配偶者の個人番号を記載した国民年金第3号被保険者関係届を当会社に提出する場合は、提出役職員が当該配偶者の代理人として、当会社に対し当該配偶者の個人番号を提供するものとする。
- (4) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (5) 合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (6) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(特定個人情報の収集の制限)

第25条 当会社は、第33条各号のいずれかに該当する場合又は法令に基づく場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

(個人番号の提供を受ける際の本人確認措置)

第26条 当会社が第23条により本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号利用法その他の法令に従い、本人確認の措置として、個人番号の確認を行うとともに、本人又は代理人の身元確認を行わなければならない。

2 当会社が提出役職員からその扶養親族の個人番号の提供を受けるとき（第24条第(2)号の場合）は、当該提出役職員が個人番号関係事務実施者として扶養親族の本人確認の措置を行う。

第2節 利用及び保存

(個人データの正確性の確保)

第27条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人情報の利用目的による制限)

第28条 第16条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ、本人の同意を得なければならない。

3 前2項の規定は、下記各号に該当する場合は、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 特定個人情報に関しては、第1項の規程は、第29条第3項に該当する場合は、適用しない。
- 5 特定個人情報に関しては、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(個人番号・特定個人情報の利用範囲の制限)

第29条 当会社は、個人番号関係事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。

- 2 当会社が個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた場合も、前項と同様とする。
- 3 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに、特定個人情報の提供を受けた場合は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 4 当会社が個人番号を取り扱う場合は、本人の同意にかかわらず、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。
- 5 前項の規定は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合は、適用しない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第30条 当会社及び役職員は、法令に基づく場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

- 2 前項の規定は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合は、適用しない。

(特定個人情報の保管の制限)

第31条 当会社は、第33条各号のいずれかに該当する場合又は法令に基づく場合を除き、特定個人情報を保管してはならない。

第3節 提供

(個人データの第三者提供の制限)

第32条 個人データは、原則として第三者に提供してはならない。

- 2 個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 前項の規定は、下記各号に該当する場合は、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 前3項の規定は、特定個人情報については、適用しない。

(特定個人情報の提供の制限)

第33条 当会社は、下記各号に該当する場合その他法令に基づく場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (1) 個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- (2) 個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- (3) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (4) 合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (5) 特定個人情報保護委員会の求めにより、特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。
- (6) 訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する犯則事件の調査、その他法令で定める公益上の必要があるとき。
- (7) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (8) 個人情報保護法第25条に基づく開示の求め（この規程第36条）、同法第26条に基づく訂正等の求め（この規程第37条）又は同法第27条に基づく利用停止等の求め（この規程第38条）において、本人から個人番号を付して求めが行われた場合や本人に対しその特定個人情報を提供する場合

第4節 削除・廃棄

(個人データ・個人番号の削除・廃棄)

第34条 個人データは、第16条により特定した利用目的の達成等により利用する必要がなくなった場合は、安全管理細則に定める方法により、速やかに削除又は廃棄するよう努めるものとする。

- 2 当会社が個人番号を利用する必要がなくなったときは、当該個人番号をできるだけ速やかに削除又は廃棄しなければならない。
- 3 個人情報又は特定個人情報等が記載された書類等について、所管法令により一定期間の保存

が義務付けられている場合は、前2項の規定にかかわらず、その期間は当該個人情報又は当該特定個人情報等を保管することができる。

第4章 保有個人データに関する事項の通知等

(保有個人データの利用目的の通知の求め)

第35条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の手続に従って対応する。

- (1) 通知の求めの受付先は、コーポレート推進部とする。
- (2) 通知の求めは、当会社が定める様式の通知申請書の提出による。
- (3) 通知の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認は、当会社が定める書類により行う。

2 前項により本人又は代理人による通知の求めであることを確認した場合は、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データの利用目的を通知するものとする。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 第22条の規定(保有個人データに関する事項の公表等)により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 人の生命、身体又は財産その他の権利利益を保護するため必要な場合
- (3) 当会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (4) 国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

4 前項の規定に基づき保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、本人に対しその旨を通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

5 本人に対し当該保有個人データの利用目的を通知する場合には、手数料を請求できるものとする。この手数料は、実費を勘案して、合理的な範囲で個人情報保護管理者が定める。

(保有個人データの開示の求め)

第36条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の求めがなされた場合は、次の手続に従って対応する。

- (1) 開示の求めの受付先は、コーポレート推進部とする。
- (2) 開示の求めは、当会社が定める様式の開示申請書の提出による。
- (3) 開示の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認は、当会社が定める書類により行う。

2 前項により本人又は代理人による開示の求めであることを確認した場合は、本人に対して書面又は本人が同意した他の方法により、遅滞なく当該保有個人データを開示するものとする。開示する書面様式は、当会社が定める。

- 3 前項にかかわらず、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合
- 4 前項の規定に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、本人に対しその旨を通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めるものとする。
- 5 本人に対し保有個人データを開示する場合には、手数料を請求できるものとする。この手数料は、実費を勘案して、合理的な範囲で個人情報保護管理者が定める。

(保有個人データの訂正等の求め)

第 37 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、前条第 1 項に定める手続に従って対応する。ただし、同項における「開示」を「訂正等」に改める。

- 2 前項により本人又は代理人による訂正等の求めであることを確認した場合は、遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行う必要があれば、当該保有個人データの訂正等を行わなければならない。
- 3 前項の規定に基づき保有個人データの訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときはその内容を含む）を通知するものとする。
- 4 前項により訂正等を行わない場合は、その理由を説明するよう努めるものとする。

(保有個人データの利用停止等の求め)

第 38 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第 16 条の規定（この規程第 28 条の利用目的による制限）に違反して取り扱われているという理由又は同法第 17 条の規定（この規程第 18 条の適正な取得）に違反して取得されたものであるという理由によって当該保有個人データの利用の停止又は消去が求められた場合、及び個人情報保護法第 23 条第 1 項の規定（この規程第 32 条の第三者提供の制限）に違反して提供されているという理由によって当該保有個人データの第三者提供の停止が求められた場合（以下、利用の停止又は消去及び第三者提供の停止をあわせて「利用停止等」という。）には、第 36 条第 1 項に定める手続に従って対応する。ただし、同項における「開示」を「利用停止等」に改める。

- 2 前項により本人又は代理人による訂正等の求めであることを確認した場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その求めに理由があることが判明した場合には、遅滞なく、当該求めに応じて利用停止等の措置を講じなければならない。

- 3 前項の規定に基づき保有個人データの利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
- 4 前項により利用停止等を行わない場合は、その理由を説明するよう努めるものとする。

(特定個人情報の利用停止の求め)

第 39 条 本人から、当該本人が識別される特定個人情報が、番号利用法第 19 条の規定（この規程 第 33 条の特定個人情報の提供の制限）に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報の第三者提供の停止（以下、「第三者提供の停止」という。）が求められた場合には、第 36 条第 1 項に定める手続に従って対応する。ただし、同項における「開示」を「第三者提供の停止」に改める。

- 2 前項により本人又は代理人による第三者提供の停止の求めであることを確認した場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その求めに理由があることが判明した場合には、遅滞なく、当該求めに応じて当該措置を講じなければならない。
- 3 前項の規定に基づき特定個人情報の第三者提供の停止を行ったとき、又は第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
- 4 前項により第三者提供の停止を行わない場合は、その理由を説明するよう努めるものとする。

第 5 章 苦情処理

(苦情の処理)

第 40 条 個人情報の取扱いに関する苦情・相談の窓口業務は、コーポレート推進部が担当するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。
- 3 コーポレート推進部の責任者は、適宜、個人情報保護管理者に苦情の内容を報告するものとする。

第 6 章 その他

(罰則)

第 41 条 当会社は、この規程に違反した従業員に対して就業規則に基づき処分を行い、他の役職員に対しては、契約又は法令に照らして決定する。

附 則

- 1 この規程は、2016年1月1日から施行する。
- 2 この規程は、2018年5月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2018年11月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2021年5月1日から改正施行する。
- 5 この規程における組織名及び組織責任者名は組織規程第3条第3項に基づき2025年3月1日より更新する。

(別表1)

個人番号取扱事務一覧

個人番号を取り扱う事務	
(1)	雇用保険の届出等に関する事務
(2)	健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務
(3)	国民年金第3号被保険者の届出等に関する事務
(4)	給与・賞与・年末調整の所得税源泉徴収等に関する事務（扶養控除等（異動）申告書、従たる給与についての扶養控除（異動）申告書、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書を従業員が提出する事務）
(5)	源泉徴収票の作成、提出に関する事務（給与支払報告書含む）
(6)	退職所得の源泉徴収票の作成、提出に関する事務（退職所得の受給に関する申告書の提出、退職所得の特別徴収票の作成・提出、退職手当金等受給者別支払調書の作成・提出含む）
(7)	当会社が報酬等を支払った講師、弁護士、税理士、社会保険労務士等における、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の作成・提出に関する事務
(8)	当会社が配当等を支払った株主における、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書の作成・提出に関する事務
(9)	当会社が賃料等を支払った不動産賃貸人における、不動産の使用料等の支払調書の作成・提出に関する事務
(10)	当会社が不動産等の譲渡対価を支払った者における、不動産等の譲受けの対価の支払調書の作成・提出に関する事務
(11)	当会社が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払った者における、不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の作成・提出に関する事務
(12)	当会社が割当てた新株予約権の新株予約権者における、特定新株予約権等の付与に関する調書及び新株予約権の行使に関する調書の作成・提出に関する事務
(13)	持株会に係る金融商品取引に関する法定調書の作成・提供事務